# 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則 （昭和二十八年総理府令第九十一号）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格は、左の表の上欄に掲げる固定資産について、同表の中欄に掲げる市町村に対し、同表の下欄に規定する方法によつて配分するものとする。

# 附　則

この府令は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の固定資産税から適用する。

# 附則（昭和二九年二月五日総理府令第二号）

この府令は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の固定資産税から適用する。

# 附則（昭和二九年三月二九日総理府令第一三号）

この府令は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の固定資産税から適用する。

# 附則（昭和三二年八月一〇日総理府令第五四号）

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の固定資産税から適用する。

# 附則（昭和三三年四月一一日総理府令第二六号）

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の固定資産税から適用する。

# 附則（昭和三四年四月二一日総理府令第二八号）

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の固定資産税から適用する。

# 附則（昭和三五年七月一日自治省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三八年二月二五日自治省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十八年度分の固定資産税から適用し、昭和三十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

# 附則（昭和三八年五月三〇日自治省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の固定資産税から適用する。

# 附則（昭和四〇年四月一日自治省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十年度分の固定資産税から適用し、昭和三十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

# 附則（昭和四一年五月二五日自治省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の固定資産税から適用する。

# 附則（昭和四二年五月二五日自治省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十二年度分の固定資産税から適用する。

# 附則（昭和四六年二月一六日自治省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年度分の固定資産税から適用する。

# 附則（昭和五四年三月三一日自治省令第一一号）

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行し、昭和五十四年度分の固定資産税から適用する。

# 附則（昭和五六年三月三一日自治省令第八号）

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行し、昭和五十六年度分の固定資産税から適用する。

# 附則（昭和五七年三月三一日自治省令第九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五八年三月三一日自治省令第一二号）

この省令は、昭和五十八年四月一日から施行し、昭和五十八年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

# 附則（昭和六〇年三月三〇日自治省令第一二号）

##### １

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

##### ２

改正後の地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は自治大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

# 附則（平成九年九月一二日自治省令第三五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、本則の表電気通信事業の用に供する償却資産の項第三号１の改正規定は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の施行の日から施行する。

##### ２

改正後の地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は自治大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則本則の表電気通信事業の用に供する償却資産の項第三号１の規定は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合にあっては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度以降の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

# 附則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一二年一二月二八日自治省令第五九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は自治大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則の規定は、平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

# 附則（平成二七年三月二三日総務省令第一八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則本則の表電気事業の用に供する償却資産（専用鉄道に係るものを除く。）の項第三号の規定は、この省令の施行の日以後に行われる地方税法第三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定による固定資産の価格等の配分について適用する。